中心道文武協会規約

1. 総則

（名称）

第1条　この会は、中心道文武協会と称する。

（事務所）

第2条　この会は、主たる事務所を静岡県熱海市梅園町22－23に置く。

　　　第2章　目的及び事業

（目的）

第3条　この会は中心帰一の理念を基とし、文武両道教育による日本国の発展を担う人財輩出を通して地球人類の恒久平和に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条　この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　(1) 中心道の普及

　(2) 人財育成事業

　(3) その他この会の目的を達成するために必要な事業 ：

　　 ：

　　　第3章　会員

（会の構成員）

第5条　この会は、中心道道場会員をもって会員とする。

（会員の資格の取得）

第6条　この会の会員になろうとする者は、中心道本部に申請し、中心道道場会員としての承認を受けなければならない。（再入会を妨げず、同様とする）

　（会費の納入）

第7条　会員は別途定める道場会費を本部に支払う義務を負う。又、理事会の決議により必要に応じて会員から会費を集めることができる。（休会会員も同様とする）

　（任意退会、休会）

第8条　会員は、理事会において別に定める退会届並びに休会届を提出することにより、任意にいつでも退会、休会することができる。

（除　名）

第9条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

 (1) 本規約又は別途定める各規約、規則に違反したとき。

 (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

　(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

　（会員資格の喪失）

第10条　前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を１年以上履行しなかったとき。

(2) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章　理事会

　（構成）

第11条　理事会は、すべての会員から互選する者をもって構成する。

　（権限）

第12条　理事会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事長、副理事長及び監事並びに会計監査人の選任又は解任

(3) 規約の変更

(4) 解散及び残余財産の処分

(5) その他理事会で決議するものとしてこの規で定められた事項

　（開催）

第13条　この法人の理事会は、定時理事会及び臨時理事会とする。定時理事を毎月開催するほか、臨時理事会は必要がある場合に開催する。

　（招集）

第14条　理事会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2　理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項及び招集の理由を示して、理事会の招集を請求することができる。

　（議長）

第15条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

　（議決権）

第16条　理事会における議決権は、理事1名につき1個とする。

　（決議）

第17条　理事会の決議は、この規約に別段の定めがある場合を除き、理事総数の議決権の過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

　　(1) 会員の除名

 　(2) 監事の解任

 　(3) 規約の変更

 　(4) 解散

　（議事録）

第18条　理事会の議事については、議事録を作成する。

2　議長及び出席した理事は、前項の議事録を確認する。

　　　第5章　理事及び会計監査人、監事

　（理事及び会計監査人、監事の設置）

第19条　この会に、次の役員を置く。

(1) 理事　１０名以上２０名以内

2　理事のうち1名を理事長とする。

3　理事のうち1名を副理事長とする

4　この会に監事、会計監査人を置くことができる。

　（理事及び会計監査人、監事の選任）

第20条　理事及び監事並びに会計監査人は、理事選定委員会（理事の中から選定）によって候補者を選び理事会にて認定する。

　（理事の職務及び権限）

第21条　理事は、理事会を構成し、この規約で定めるところにより、職務を執行する。

　（監事の職務及び権限）

第22条　監事を置く場合、監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成ないし理事会への報告をする。

2　監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、この会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

　（会計監査人の職務及び権限）

第23条　会計監査人を設置した場合、会計監査人は、この会の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。

2　会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、理事に対し、会計に関する報告を求めることができる。

　(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

　(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

　（役員及び会計監査人、監査役の任期）

第24条　理事、会計監査、監事の任期は、選任後2年とする。

2　理事、会計監査、監事の再任は妨げないが、理事長、副理事長の再任は最長4年までとする。

　（役員及び会計監査人、監事の解任）

第25条　理事及び監事並びに会計監査人、監事は、次のいずれかに該当するときは理事会の決議によって解任することができる。

　(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

　　(2) 理事、会計監査人、監事としてふさわしくない非行があったとき。

　　(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（報酬等）

第26条　理事及び会計監査人、監事は、無報酬とする

　　　第7章　資産及び会計

（事業年度）

第27条　この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

　（事業計画及び収支予算）

第28条　この会の事業計画書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

（事業報告及び決算）

第29条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、理事会の承認を経て、報告しなければならない。

1. 事業報告
2. 決算報告（本部会費以外の会費を徴収した場合）

　　　附　則

1､この規約は、令和4年4月13日、この会の成立の日から施行する。

2､この会の設立当初の事業年度は、規定にかかわらず、この会の成立の日から令和5年3月31日までとする。

3、その他、本規約に書かれていない細かい規則については道場規約、支部規約等、別途理事会にて定める。